

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 **地域交流部** 港湾課

法令名	佐賀県港湾管理条例			法令番号	昭和47年法律第36号			
手続名	使用料等の減免			根拠条項	条例第6条			
審査基準	次の各号のいずれかに該当するときに認める。 1 海難救助又は災害の救助のため港湾施設を使用し、又は入港するとき。 2 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定によりその全部又は一部が離島振興対策実施地域として指定されている離島との定期航路に船舶を就航させるため港湾施設を使用し、又は入港するとき。 3 避難のため港湾施設を使用し、又は入港するとき。 4 公益上その他特別の理由により必要と認められるとき。							
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次 No.